

「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」(案) 前文  
～第3回検討部会(2022年8月17日)時点～

## 前文

すべての子どもは、他の誰とも違うかけがえのない存在で、その尊厳は当然に守られ、社会の一員として、あらゆる場面において尊重される必要があります。

子どもが権利の主体として、一人ひとりの違いが認められ、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとしく健やかに成長できる社会の実現に向け、大人は子どもに寄り添い、子どもに向き合い、子どもを支えていかなければなりません。

「町田市子ども憲章」では「人権尊重社会の実現」として、すべての人には平等な権利があり、自分勝手に行動するだけでなく、お互いを認め合う社会をつくっていくことを表明しています。

子どもの最善の利益は、大人が勝手に決めるのではなく、子ども自身が決めるものであり、子どもの意見表明があつてこそ知ることができます。

町田市では今日まで、子どもの声を聴くための様々な取組を行い、子どもの意見表明や参画の推進を図ってきました。

子ども自身の意見でつくられた「町田市子ども憲章」は、「子どもの市政への参画」の原点となっています。

また、「町田市子ども憲章」では「自主性の確立」として、“自分から”が一番大切であり、いつも楽しくなるように、自分の道は自分で切り開いていくことを表明しています。

子どもが自分自身で選び、たとえ失敗や間違いをしてもやり直し、それを糧として、子ども同士や大人との関わりを通して成長していけるように、子どもの権利を守っていくことが大切です。

子どもの権利を守るために、「町田市子ども憲章」やユニセフの取組などを踏まえ、大人の役割を明らかにすることで、「子どもの権利条約」の理念を広く浸透させる必要があります。

私たちは、“子どもにやさしいまちは誰にとってもやさしいまち”の考えのもと、未来を担う子どもたちの視点に立つ姿勢を心がけ、ここに、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの最善の利益のためにこの条例を制定します。